



島根県報

令和5年2月24日（金）
第 390 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

貸金業法施行細則の一部を改正する規則	（中 小 企 業 課）	2
建築士法施行細則の一部を改正する規則	（建 築 住 宅 課）	2

【告 示】

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による 使用料及び手数料の額の一部改正	（医 療 政 策 課）	3
---	-------------	---

【公 告】

島根県中小企業制度融資要綱の規定に基づく指定事業活動制限事業者の指定	（中 小 企 業 課）	3
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	3
令和5年度における宅地建物取引業法の規定による講習（2件）	（建 築 住 宅 課）	4

公布された条例等のあらまし

◇貸金業法施行細則の一部を改正する規則（規則第3号）

1 規則の概要

貸金業に係る登録申請書、変更届出書又は廃業等届出書の副本の提出部数を1部とすることとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第4号）

1 規則の概要

二級建築士及び木造建築士の免許申請書等に係る写真の要件について、一級建築士の免許申請書等に係る写真の要件に準じて改めることとした。（第3条・第17条関係）

2 施行期日

令和5年2月28日から施行することとした。

規 則

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第3号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和58年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「登録申請書、変更届出書又は廃業等届出書の副本については3部、添付書類又は法第10条第1項各号に掲げる者である旨を証明する書類については」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第4号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、上半身」を削る。

第17条第1項第3号中「脱帽し」を「脱帽して」に、「上半身を写した」を「撮影した」に改める。

附 則

この規則は、令和5年2月28日から施行する。

告 示

島根県告示第121号

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例第3条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成20年島根県告示第926号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

表中「1,320円」を「1,870円」に、「1,200円」を「1,700円」に、「2,090円」を「2,640円」に、「1,900円」を「2,400円」に、

検査結果の記載に特別の手数を要するもの	(1)又は(2)に1,650円を加算した額
---------------------	-----------------------

を

「

証明書の記載に特別の手数を要するもの	(1)又は(2)に1,650円を加算した額
--------------------	-----------------------

に、「1,210円」を「1,650円」

に、「1,100円」を「1,500円」に、「1,760円」を「2,090円」に、「1,600円」を「1,900円」に、「2,640円」を「3,300円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「3,850円」を「4,400円」に、「3,500円」を「4,000円」に、

「

検査結果の記載に特別の手数を要するもの	(5)又は(6)に1,650円を加算した額
---------------------	-----------------------

を

「

診断書の記載に特別の手数を要するもの	(5)又は(6)に1,650円を加算した額
--------------------	-----------------------

に改める。」

公 告

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）第3条第7号に規定する指定事業活動制限事業者を次のとおり指定したので公告する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

番号	名称	住所	指定期間
4-1	株式会社シバオ	島根県大田市水上町白坏658番地1	令和4年12月26日から 令和5年12月25日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和4年7月19日に終了した旨県央県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年6月28日から同年7月19日まで

3 作業地域

邑智郡邑南町中野地内

令和5年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
2023年7月11日（火）	午前9時30分から午後4時25分まで	サンラボ-むらくも	松江市殿町369
2023年7月21日（金）	午前9時30分から午後4時25分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
2024年1月11日（木）	午前9時30分から午後4時25分まで	サンラボ-むらくも	松江市殿町369
2024年1月19日（金）	午前9時30分から午後4時25分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28

3 受講料

12,000円

令和5年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は次のとおりである。

令和5年2月24日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人全日本不動産協会
東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030

2 開催日時及び会場の名称

開催年月日	時 間	会 場 名
2023年9月13日（水）	6時間	eラーニングシステムによる開催
2024年3月6日（水）	6時間	eラーニングシステムによる開催

3 受講料

12,000円